

東京都児童福祉審議会 第2回専門部会 議事録

1 日時 令和7年8月26日（火）18時00分～20時14分

2 場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

3. 次第

（開会）

1 議事

（1）取組事項ごとの検討

取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

2 今後の予定等

（閉会）

4. 出席委員

横堀部会長、新保副部会長、牛島委員（オンライン出席）、慶野委員、四条委員、長田委員、中村委員、林委員（オンライン出席）、堀口委員、渡辺委員、大竹委員

5. 配付資料

- 資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿
- 資料2 第1回専門部会 主な委員意見
- 資料3 里親等委託の推進について（論点整理案）
- 資料4 取組① 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し
- 参考資料 東京都社会的養育推進計画

開 会

○育成支援課長 お待たせいたしております。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、事務局の書記を担当させていただきます、福祉局子供・子育て支援部育成支援課長の六串と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席状況につきまして報告させていただきます。

本日は、事前には委員の皆様にご出席いただけると御連絡いただいておりますが、渡辺委員から少々遅れるという御連絡をいただいております。また、牛島委員は、オンラインで御参加いただける予定で、まだ入られていないようですが、じきにお入りいただけるかと思っております。

次に、本日の会議資料についてですが、お手元のタブレットで御覧いただけますので、御確認をお願いいたします。会議次第に記載のとおり、資料1から資料4までと、参考資料がございます。

タブレットの操作方法につきましては、お手元に配付しております「ペーパーレス会議システム操作方法」を御参照ください。タブレットにつきまして不具合、不明点などございましたら、周囲に控えております職員へお声がけください。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、挙手の上、マイクスタンドのボタンを押していただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから第2回東京都児童福祉審議会専門部会を開会いたします。

この後の進行は、横堀部会長にお願いしたいと思います。

○横堀部会長 横堀でございます。

皆様、こんばんは。今日もお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

リモートで参加の林委員が入られています。牛島委員をお待ちしつつ、御一緒に会場の委員の方々と進めてまいりたいと思っております。

発言の意思を示していただくのですが、私が気づかないときには、随時、お教えてください。

渡辺委員が到着されました。よかったです。

それでは、早速、審議に入ります。

先日の第1回専門部会では、里親等委託の推進に向けた検討にあたり、まず、現状と課題の確認、全体的な今後の論点案についての御議論をいただきました。前回の振り返りを含め、また、本日の検討事項につきまして、まずは事務局から資料を用いて説明をお願いいたします。

○育成支援課長 それでは、事務局より、前回、第1回専門部会の振り返りにつきまして、説明させていただきます。

資料2「第1回専門部会 主な委員意見」を御覧ください。

前回、里親等委託の推進につきまして、東京都としての現状・課題と、事務局が考える論点案の御提示までをさせていただきまして、委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。東京都社会的養育推進計画の考え方に沿って、四つの取組と具体的な論点の案を事項として出しておりましたが、それに対する各委員の御意見をまとめたものが資料2「第1回専門部会 主な委

員意見」でございます。

現在、同時並行で議事録の御確認もいただいているところです。議事録を修正いただいた場合には、御修正の趣旨に合わせて、こちらの資料も、ホームページでの公開の前までには対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

こちらは、全ての説明は割愛させていただきますが、本日御審議いただきたい「取組１ 登録家庭の拡大、制度運営の見直し」について、かいつまんで御説明しますと、まずは普及啓発の重要性やターゲットについて御意見をいただきました。

また、親族里親制度の活用や、親族に限らない委託先の考え方について、海外の事例なども御紹介いただきました。

また、フレンドホーム制度につきましては、他県の週末里親制度なども参考に、検討の余地があるという御意見をいただきました。

次のページを御覧いただきますと、ファミリーホームにつきましては、国レベルで制度についての課題がありつつ、グループホームとの整理もしながら活用できるとよいという御意見をいただきました。

また、里親制度について、実親や里子への説明や、マッチングの進め方についても御意見をいただきました。

ケアニーズの高い児童の受入れにつきまして、専門里親の在り方を含めた検討が必要との御意見もいただきました。

３ページ以降は、「取組２ 里親等に対する支援の充実」から「取組４ ケースワークの徹底による里親等委託の促進」までになりますが、こちらにつきましては、次回、第３回専門部会で取り扱っていただく予定ですので、資料にて御確認いただければ幸いです。

続きまして、論点整理案の全体像につきまして、資料３「里親等委託の推進について（論点整理案）」で御説明させていただきます。

「取組１ 登録家庭の拡大、制度運営の見直し」から「取組４ ケースワークの徹底による里親等委託の促進」につきまして、具体的な論点案を整理し直しております。

前回の第１回専門部会で今後のスケジュール案も提示させていただいております。今回、第２回と次回第３回で２テーマずつ御議論いただく予定としておりました。

今回、具体的に整理を始めてみますと、「取組１ 登録家庭の拡大、制度運営の見直し」の内容だけで相当な量に膨らんでしまうことが分かりましたので、第２回の今回は「取組１ 登録家庭の拡大、制度運営の見直し」のみの取扱いとしまして、次回第３回で「取組２ 里親等に対する支援の充実」から「取組４ ケースワークの徹底による里親等委託の促進」までを取り扱う予定でございます。

一方、前回の資料では「取組２ 里親等に対する支援の充実」に含めておりました費用支弁の関係につきましては、制度面の検討と連動することから、今回、「取組１ 登録家庭の拡大、制度運営の見直し」に移し替えてございます。項番の７「【中長期】ファミリーホームへの費用支弁と応諾義務」、８「【中長期】里親への費用支弁と応諾義務」にあたる部分になります。

資料２「第１回専門部会 主な委員意見」と資料３「里親等委託の推進について（論点整理案）」の説明は、以上となります。

よろしくお願いいたします。

○横堀部会長 ありがとうございました。

牛島委員もミーティングにお入りになられたようです。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま事務局から資料2「第1回専門部会 主な委員意見」と資料3「里親等委託の推進について（論点整理案）」を使って説明をいただきました。

本日は、「取組1 登録家庭の拡大、制度運営の見直し」につきまして、論点を8項目に整理していただいていますので、前半の4項目と後半の4項目に区切って、皆様と議論を進めてまいりたいと思います。

前半の四つの項目が短期的取組、5から8が中長期的な取組となっております。

それでは、まず、「論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」から「論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み」につきまして、御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 それでは、事務局から、「取組1 登録家庭の拡大、制度運営の見直し」の「論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」から順に説明させていただきます。

資料4「取組① 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」をおめくりいただければと思います。

「論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）【短期】」でございます。

「現状」といたしまして、従前より、養子縁組里親と短期の養育家庭の二重登録の制度を運用しておりましたが、令和6年6月以降、長期の養育家庭委託も可能とする制度に変更しております。

一方、養子縁組里親登録希望者には、二重登録について説明しており、少しずつ増えてはおりますが、積極的な登録までには至っていないのが現状でございます。

「課題」といたしまして、特別養子縁組の候補児童は限られるため、マッチングに至らない家庭が多く存在すること。低年齢児を希望する御家庭が多く、高年齢児のマッチングが進まないこと。低年齢児の特別養子縁組の場合、委託時の児童の年齢から成人までの期間を考慮し、高齢夫婦へのマッチングはどうしても限定的にならざるを得ないこと。また、特別養子縁組は、実親の同意が得にくいことなどを課題として認識してございます。

その下の「2. 具体的な論点案」ですが、児童相談所、フォスターリング機関において、登録時に二重登録を基本として説明してはどうか。また、夫婦ともに一定の年齢、あくまで例としてですが、例えば50歳を夫婦ともに超えたら、原則二重登録、養育家庭への切替えを促すような仕組みとしてはどうか。

また、御高齢となった里親登録者には、希望年齢の拡大を積極的に働きかけてはどうか。

一方で、二重登録にあたっては、二つの制度・目的の違いについて、しっかりと御理解いただくための説明・研修が必要ではないか。

養子縁組制度にこだわらず、実親との交流を含め、柔軟な運用がしやすい養育家庭制度を積極的に活用していくこと。そのために、里親登録いただく方に御理解いただけるような取組が必要ではないかななどを論点案としてお示しさせていただきましたので、御審議をお願いいたします。

続きまして、「論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用【短期】」に移らせていただきます。4ページをお開きください。

「現状」といたしまして、親族里親の要件は、里親制度共通の要件以外では三つございます。こちらの四角でお示ししております3点でございます。

1点目、委託児童の扶養義務者等、主に祖父母等であること。2点目、両親等が死亡、行方

不明、拘禁、入院等の状態となったこと。これは現状、6か月を超えない入院や、単なる養育困難は対象にならないと解釈されてございます。3点目、親族里親制度によらなければ経済的に困窮することという、以上の3点は国制度上の要件となっております。なお、扶養義務のないおじ・おば等の親族につきましては、親族里親制度ではなく、養育家庭（親族）として、経済的困窮の要件は適用されない制度となっております。また、東京都における経済的困窮の要件につきましては、児童扶養手当の所得制限限度額に準じまして、東京都独自にこちらの表のとおり設定してございます。

「課題」といたしまして、児童相談所のケースワークの中で、制度の活用について十分に検討がされていないのではないか。背景といたしまして、現在の実際の委託ケースにおいて分析しますと、祖父母等が制度によらずに養育する中で、生活困窮の相談を入口としてこの制度につながるケースが大半となっていることが挙げられます。一方、児童相談所側からは、制度の要件が厳しく活用しづらいといった声も聞かれることが課題となっております。

5ページですが、「2. 具体的な論点案」といたしまして、代替養育の検討にあたって、まずは親族による養育を優先的に検討するべきではないか。扶養義務者による養育の場合も、行政が関わったほうがよいケースがあるのではないか。また「入院等の状態」の「等の状態」という要件の緩和の検討、あるいは国への要望が必要かどうか。

また、収入要件の緩和の検討。ただし、その場合も、扶養義務を踏まえた考え方の整理、または経済的困窮の考え方に関する国への要望が必要かどうか。一方で、親族里親制度は単なる経済的支援ではないことを踏まえて、親族の御理解と児童相談所による継続的な関与が必要ではないか。また、前回の専門部会で複数の委員から御意見をいただきましたが、親族に限らず知人や地域の関係者に対して、その場合、東京都の制度としては養育家庭制度の中での親族里親制度というよりは、一般の養育家庭制度の中での対応ということにはなるかと思いますが、マッチング先をそのように、ある程度知人、関係者等に限定、あるいは想定して検討することについてどう考えるかなどを論点案としてお示しさせていただきました。

こちらの最後の点につきましては、仮に東京都で実施する場合の制度運営上の課題整理はこれからということになるため、この部分はあるいは中長期的な検討になるかもしれませんが、実施すること自体について、課題や留意点などがあれば、委員の皆様の御意見を伺ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、「論点3 フレンドホーム制度の積極活用【短期】」でございます。6ページをお開きいただければと思います。

「現状」といたしまして、施設に在籍する児童を対象に、週末などを活用して家庭での生活を体験いただく制度でございます。当然、児童のための制度であると同時に、フレンドホームに対する養育家庭制度の理解・普及のための制度でもあるという位置づけになってございます。各施設において、申込みから登録、交流まで基本的に施設単位で完結する制度となっております。一方、他府県では「週末里親」などの名称で実施され、申込先を1か所に集約している自治体もあるといった状況でございます。

「課題」といたしまして、フレンドホーム制度によらずに通常の里親制度で委託しようとすると、ごく短期間の委託のために、措置変更や一時保護委託の決定を行うことは非常に煩雑となりますので、フレンドホーム制度の積極的な活用が必要となってきます。また、各施設ではケアニーズの高い児童が増加しており、慎重に対応せざるを得ないということ。現状では、フ

フレンドホーム制度は、養育家庭制度とは必ずしも連動していないことなどが課題となっております。

次のページをおめくりいただきまして、「2. 具体的な論点案」でございます。

短期間の委託を積極的に実施するため、フレンドホーム制度の活用が考えられること。

そのため、養育家庭登録者に、同時にフレンドホームへの登録も促してはどうか。

フレンドホームの活動状況を施設と児童相談所間で共有できないか。

また、フォスティング機関が何らかの関与を行う仕組みとしてはどうか。第三者が入ること、施設とフレンドホームが安心してフレンドホーム制度を活用できる体制を構築できるのではないかな。

一方で、フレンドホームから里親委託につながる場合につきまして、里親側の視点を優先するのではなく、児童側の視点で判断できるようにどのような配慮が必要か。

また、謝礼金の水準についてどう考えるか。

フレンドホーム制度の運用については、今後も施設の協力が必要不可欠でございますので、本専門部会には児童養護施設の関係者の方はそういった位置づけで入っていただいていないということでございますが、今後、何らかの形で施設側の意見もお聞きしていく必要があることなどを論点案としてお示しさせていただきましたので、御審議をお願いできればと思います。

続きまして、8ページをお開きいただければと思います。

「論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み」についてでございます。

「現状」ですが、特に学童期以降の里親等委託率が低く、児童養護施設入所後の措置変更が進んでいないことを前回の専門部会でもデータでお示しさせていただきました。また、国は、令和6年度以降、新規の里親支援専門相談員の配置を認めていないという現状でございます。

「課題」といたしまして、養育家庭等への措置変更のためのアセスメントが不十分なのではないか。自立支援計画は毎年見直すこととなっておりますが、里親等委託の具体的な検討が進んでいないのではないかな。一方、措置変更がかなったとしても、施設が継続的に関わる仕組みがなければ、支援が分断されてしまい、喪失感につながりかねないということ。

また、児童本人や親権者が、養育家庭制度に関してなかなか具体的なイメージを持ちづらく、同意を得にくくなっていることなどが課題となっております。

「2. 具体的な論点案」といたしまして、家庭復帰が最優先であることは当然といたしまして、もしその見通しが立たないのであれば、積極的に里親等委託を検討することを前提として、施設・児童相談所間で方針を共有するべきではないかな。

乳幼児につきましては、当然、受け皿の問題の解決が必要であることは前提とした上でということになりますが、養育家庭を原則とするべきではないかな。

一方で、学齢期以降については、児童にとっての措置変更のタイミングや移行も十分に考慮されるべきではないかな。

また、児童や親権者への説明のため、どのような工夫や配慮が必要か。

最後になりますが、施設において、里親支援専門相談員の役割とされている在籍児童の里親等委託の推進や、措置変更された後、児童の里親等への支援を行うために何が必要かということで、今後こちらも何らかの形で施設の意見をお聞きしていく必要があるだろうということなどを論点案としてお示しさせていただきましたので、御審議をお願いいたします。

前半部分、「論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」から「論点4 施設から里

親等への措置変更を後押しする仕組み」までの説明は以上となります。

○横堀部会長 御説明ありがとうございました。

ただいま「論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」から「論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み」について、御説明いただいたところであります。

これだけでもボリュームがあるわけですが、これからこれらの内容につきまして、御意見、御質問などを受け、展開してまいりたいと思います。目安といたしましては、この部分は30分程度でさせていただこうと思っております。

ということで、きっと簡単には収まりがつかないだろうと思うのですが、どうぞ具体的にお出しいただければと思います。

どなたか、いかがでしょうか。

事務局による課題整理自体もなかなか大変であつただろうと拝察しますが、論点案が大きく四つにわたって出ています。そこで、御意見をお出しいただければと思います。

いかがでしょうか。

リモートで御参加のお二人の委員の方もお願いいたします。

○林委員 「論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」から「論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み」、全てまとめてですか。

○横堀部会長 はい。

順を追って展開ですと、今日のボリュームからは時間のコントロールができないかと思いますので、一応、フリーに考えてはいるのですが、いかがでしょうか。

では、林委員、何か最初にお願いできますか。

○林委員 まず、「論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」ですが、マッチングのミスマッチというか、里親の希望と子供の実態との齟齬ですね。こういうことを考えるときに、都道府県を超えた、あるいは東京都内の児童相談所間の連携・協働、あるいは民間機関は養子が絶対的に不足しているので無理があるかもしれませんが、場合によっては民間機関と連携・協働するとかということも考えられるかなとも思います。

それから、「論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度の積極活用」に関しては、御存じだと思うのですが、「入院等」の「等」の解釈については、国の通知において、虐待や養育拒否、あるいは精神疾患等、かなり広く解釈されていると思うのです。そこにも「そういった場合など」と表現されていて、先ほど「単なる養育困難は」とおっしゃいましたが、その辺りの解釈はもう少し幅があるかなとも思います。ですから、国に要望を出す以前に、通知の内容も含めてもう少し御検討されてはどうかとも思いました。

それから、養育里親で、クラスメートの保護者など、そうした方たちを想定して、知人への委託なども。一度、先駆的な自治体、川崎市などはそうした事例をお持ちだとお聞きしているので、近隣の都道府県のそうした自治体なども参考にされたらよいのではないかと思います。

「論点3 フレンドホーム制度の積極的活用」に関しては、非常に大事なことだと思っております。複数措置や二重措置は、制度として活用がなかなか難しい中で、フレンドホームを一つの子供の拠点として、複数の拠点で子供を養育するという養育支援モデルは、非常に大事なことかなとも思います。里親か、施設かという二者択一的な考え方ではなくて、現状のフレンドホーム以上に相互の強みを生かし、重要な新しい取組として検討してはと思います。

御存じかと思うのですが、新しい社会的養育ビジョンでも、里親家庭で生活しながらも、必

要に応じて施設の活用など、柔軟な制度的運用を含めて多様な養育支援モデルを考えることも示唆されていますので、この辺りは大事ななことかと思えます。

「論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み」で、論点案の二つ目の「乳幼児については、家庭復帰以外は養育家庭等への措置変更を原則とする」の「家庭復帰以外は」という枕言葉は必要なのかなと。あらゆる乳幼児に関して、里親委託を優先するという原則が本来的ではないかと。

里親支援専門相談員の今後の配置はもうないということなのですが、今おられる里親支援専門相談員の重要な役割として、子供たちの措置期間の見える化を児童相談所と共有して、長くても3年というスパンの中で、ある程度里親委託とか、将来のパーマネンシーという辺りを検討しないと、3年を超えると、結局、里親委託も家庭復帰も困難であるという福岡市のデータなどもありますので、その辺りの措置期間の見える化と共有を短期のスパンの中で考えていくことも必要かなとも思えます。

以上です。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

それぞれの論点にそれぞれ触れながらの御意見をいただけたと思います。

関連して、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

ぜひ色々な観点について、御発言いただければと思います。

では、私から確認の質問を、先に幾つかさせていただいておこうと思います。

「論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用」で、親族里親の活用については、制度的な解釈につきまして林委員が今言ってくださった点があります。よって、東京都としてどう幅広に解釈するかで制度の運用が変わってくると思っています。4ページの「課題」で書いてくださっている「児童相談所のケースワークの中で、親族里親等の制度の活用について十分に検討されていない」というところ、それから「要件が厳しく、活用しづらい」という2点について意見します。

まず、ケースワークの中で、活用について十分に検討されないという点がありますが、どういう背景・理由があって検討されていないのか、現場の声を含めてお聞きできたらと思います。

それから親族里親の「要件が厳しく」という点です。収入面は、以前の専門部会でも審議したところではありますが、確かに経済的な困窮へのサポートだけでなく、論点案でお示くださったように、親族の児童相談所との連携ができる点が重要と考えます。児童相談所が子供の養育に継続的に関与することで、親族里親による養育の支援が実質成り立つことがとても重要な要素であるということは、先ほども確認していただいたとおりだと考えます。ですので、親族里親の制度がより活用されることは重要と考えています。

以上につき何らかコメントをいただけたらありがたいです。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○育成支援課長 現場の声ということで、一旦、事務局からできる範囲で回答した上で、現場からもフォローをお願いします。

まず、事務局からですが、先ほど林委員から国の通知にも触れていただきました。

一方で、現状、まず、東京都の運用で申し上げますと、先ほど申し上げたように、例えば行方不明に関しては、原則として6か月を超えて行方が分からないもので、失踪届が提出されている場合など、物理的な不存在である。また、疾病による入院については、6か月を超える長

期療養による入院を指しているということで、入院しないで治療中の養育困難は要件に含まれていないというのが、少なくとも東京都における運用となっております。

国の通知は、林委員の御指摘のとおりですが「等」がどこまで限定されるのか、あるいは拡大解釈が可能なのかというところが、現状、少なくとも東京都においては、内部的な運用、あるいはマニュアル的なものを含めてですが、今、御説明したようなものになってございます。これがどういった経緯で今こうなっているのか、歴史的な経緯も当然あるかと思ひますし、現状、国の考え方、通知と東京都の運用が違ってしまっているのか、あるいは国等とこれまで積み上げてきた結果がそういう運用に至っているのかということも、正直、我々はまだ十分に精査し切れていない。あるいは歴史をひも解かないといけないのかもしれませんが、そういった歴史、経緯にこだわらず、改めて今後の在り方というところで検討するという考え方もあるかもしれませんが、まず、親族里親制度はこれまでかなり限定的な運用になっていたことは事実でございまして、そういったところが現場での利用しづらさ、課題の2点目に書きましたとおり、要件が厳し過ぎてそもそも活用ができないので、現場の児童福祉司も頭の中から選択肢から外れてしまっているようなことではないかと事務局では考えているところですが、また現場の意見も補足をお願いします。

○江東児童相談所長 江東児童相談所の栗原と申します。よろしくお願いします。

今御説明いただいたように、例えば保護者の方の養育が難しく、祖父母にお願いするときには、まず、祖父母が育てられるかということをも扶養義務者という観点から考え、親族里親という要件について、正直、現場では頭に第一に思い浮かばないのが現実なのかなと思っています。祖父母を色々と調査する中で、経済的に困窮しているとか、様々な要件が出てきたときに、初めて、このまま祖父母宅では養育ができないかもしれないというところで、次の策として例えば親族里親はどうなのだろうかというような検討を行っているのが現状でございします。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

私が参画しております里親部会でも申請ケースとしてよく出会うように感じているのですが、養育を始めてすでに一定程度の期間大変な思いをされた後に親族里親の申請のプロセスにつながってくるケースがあるかと思ひます。すると、親族が抱え込みがちな養育をなるべく助ける意味でも、この制度を関係者が理解・共有し、より活用できるようにしていけるとよいのではと思ひます。そんな思いからコメントし、ご説明いただきました。ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様、御意見、御質問を出していただければと思ひます。

いかがでしょうか。

長田委員、いかがですか。

○長田委員 二葉乳児院の長田です。お願いします。

ざっと触れていく形にさせていただければと思ひますが、「論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」の部分では、養子縁組里親は多くいらっしゃるって、1人の子供に何十人も手が挙がるような状況にありますので、なかなか選ばれない方々に対してどのようにお気持ちを向けていただくかということもあるかと思ひますが、もともとの希望が実子が欲しい、育てたいという思いが強い方々もいらっしゃるんで、全ての方々にそれをお願いすることは難しいとは思ひますが、現状、一時保護も非常に多くありますので、養子縁組里親たちがフォスタリング機関等の支えを得ながら一時保護のケースの乳幼児を受けてみたり、そういう経験の中

で次にどうステップアップしていくかということを考えるきっかけにはなるのかなと思ったりもしました。

「論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用」の部分は、親族だからとて不調になるようなケースはなかなか難しく、子供の養育の継続がままならなくなってしまうケースも時にはありますので、どうやって親族を支えていくかというところで、保護される子供たちの課題は親族でも同じような難しさを持っている子たちもいますので、そこを支えるという意味も並行して、親族をあたっていくところも必要かなと思います。

地域の区役所などの窓口でも親族里親というイメージを持っていない窓口の方々もいらっしゃいますので、親族里親と養育家庭（親族）の違いなども、皆さんが御存じの上でその選択をされているかは、なかなか難しいのかなと思います。そういった広報のパンフレット等にも親族里親の記載は本当に一部分しかないのも、もう少し丁寧に周知してもよいのかなと感じております。

「論点3 フレンドホーム制度の積極的活用」では、どのように活用していくかというところと、施設に登録されるという形になりますので、施設間で情報共有することもあるのですが、全体像が見受けられないことと、この施設はニーズがないけれどもほかの施設であればニーズがあるということで御紹介することもあるのですが、全体の施設間でフレンドホーム登録者の方々がどのように活用していくかというところはなかなか分かりにくいのかなと思いますし、そこから里親につなげていくのは、フォスタリング機関との接点が少ないので、その活用の仕方は難しいかなと思います。

また、一方、乳児院もフレンドホーム制度はやっていて登録されている方もいらっしゃるのですが、活用の仕方はなかなか難しく、どのようにお願いするかというよりも、まずは里親にお願いしたい子供のほうが多いので、フレンドホームにつなげるよりも里親にどうつなげるかというところのほうが乳児院としては中心になってきます。

活用の全体像を見て、乳児院の子供も、乳児院に登録されているフレンドホームも、児童養護に登録されているフレンドホームも、全体で集約してそのマッチングができるような仕組みがあってもよいのかなと思っていますし、施設によっても活用しているところと全くしていないところがあるので、そういった調査というか確認ができてよいのかなと感じました。

一旦、それで終わりたいと思います。

○横堀部会長 ありがとうございます。

それぞれに触れていただいての御意見でありました。

それぞれの委員の方、こうした論点の中で気になるところや、御意見を持っておられるところがあると思いますので、それぞれ少しずつ伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

四条委員は、御自身も里親やフレンドホーム、ファミリーホームなどをされています。そのような御経験を踏まえていかがでしょうか。

お願いしたいと思います。

○四条委員 こんばんは。よろしくお願いします。

私も勉強不足で、特別養子縁組や親族、親族も親族里親と養育家庭（親族）の違いをつい最近知りまして、まだまだ勉強しなくてはいけないことがたくさんあるなと思っています。

「論点3 フレンドホーム制度の積極活用」なのですが、私自身、養育家庭をやったきっかけがフレンドホームだったのです。その当時、私の記憶が正しければ児童相談所に電話した記

憶があるのです。施設の子供を短期間だけお預かりして家庭的な体験をさせてあげるということならば私もできるなと思って、児童相談所に電話しました。

そうしたら、おそらくその児童相談所が施設に言ってくれて、施設の方から連絡があって、「こういうお子さんがいるのですがどうですか」と言って、交流が始まりました。交流が始まって、3きょうだいだったのですが、兄と姉をはじめにフレンドホームで預かっていたら、実は弟がいるということで、弟もフレンドホームで交流を始め、交流が始まって3年ぐらいしたら、今度はその子が「うちで暮らしたい」と言って、施設の職員の方から、「実は東京都というか国には里親制度があるので、ぜひ登録してみませんか」というお話をいただいて、里親になったのです。

ですので、これを見ていると、非常に理想的なことをというか、自分自身がやっていたことが実現できていけるような制度になっていくと、子供のことも分かるし里親のことも分かるし、とてもよい制度なのだろうなと思いました。

ただ、先ほど長田委員がおっしゃっていましたが、フレンドホームに登録しても、なかなか紹介してもらえなかったり、今はフレンドホームをやっていないしというようなお話を聞いたりもするので、その辺りがもう少しまくスムーズにいけばよいのかなと思っています。

今もフレンドホームに登録しています。ただ、子供は何人か来たのですが、みんな成長して、社会人になったりしていたり、措置変更になったりしていて、そこで切れてしまうのですが、あるフレンドホームをされていらっしゃる方のお話を聞くと、「施設を退所した後もフレンドホーム家庭としてつながっているのよ」というお話も何人かの方から聞いているので、これと併用してやっていけると、委託率も上がるのではないのかなと感じました。

以上です。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

フレンドホームに関する点を中心としながらの御意見をいただきました。

施設、施設入所児がもっている交流のニーズとフレンドホームに登録しておられる方々の思いが果たしてどのように合っていくのか、フレンドホームの仕組みを養育家庭の制度にどれだけ引き寄せていくのか、しかし、フレンドホームと子供との交流と里親委託とは質的に違うので、その辺りをどう適切にアセスメントしながらマッチングのプロセスを踏んでいけるか、という点が出されていたかと思います。

ありがとうございます。

慶野委員に聞いてもよいでしょうか。

○慶野委員 慶野です。

まず、質問なのですが、資料の6ページで、フレンドホームの登録数が令和2年から令和5年にかけて若干減っているのですが、ここの理由や分析が何かあれば、教えていただきたいです。

○育成支援課長 事務局です。

現状、令和2年の426家庭から徐々に減ったり、令和4年から令和5年にかけては微増というところですが、正直、この増減の理由までは分析できていないという現状です。申し訳ありません。

○慶野委員 分かりました。

私も、今のお話を聞いて、フレンドホームが本当に増えてほしいなと思ったのですが、フレ

ンドホームの課題の中で、謝礼金の額が変わっていないという話があると思います。それについて、フレンドホームがもっと登録や実績を増やしていくにあたって課題となるのは、なぜ受入れがニーズに対して少ないかは、金額だけではなくて、時間が取れないとかという理由もあると思うのです。

私自身、普通に働いている中で、フレンドホームに登録して受入れをしたいと思っても、例えば会社員だと休暇が少なくて難しいとか、特に子供の夏休みや冬休みと企業は全然違うスケジュール感で動いているので、なかなか参画が難しいなと思うのです。ですので、こういった受入れのときに謝礼金の額が増えないという話はよく聞くのですが、その中に時間が取れないという観点とかも入れたほうがよいかなと思います。

解決策としては、こういったフレンドホームや里親についても、里親やフレンドホームに参画した社員に対して、新たな休暇を付与するとか、それを企業がするインセンティブをつけるなどの方法で、里親として受け入れる環境を、家庭だけではなくてそれを取り巻く環境の一つである企業側も変革していくことも必要なのかなと思いました。

この観点は、「論点3 フレンドホーム制度の積極活用」についてだけではなくて、「論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」の養育家庭制度を積極的に活用していこうという話の中でも、今忙し過ぎて、自分も里親になりたいけれども難しいなと思っている方もうまく巻き込めたらよいのではないかなと思います。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

里親やフレンドホームとして活躍する方たちの生活や背景の理解、企業側のサポートの増進が必要という課題ですね。

ありがとうございます。

堀口委員にもお聞きしてもよろしいですか。

どの論点でも構いませんので、お願いいたします。

○堀口委員 港区児童相談所の堀口でございます。よろしくお願いいたします。

フレンドホームの話ばかりになって恐縮ですが、私もフレンドホームと養育家庭の連動ができるとういのではないかと非常に思いました。

先ほど四条委員からもお話があったように、小さい子供ですと、そのまま養育家庭の方針で、養育家庭に措置ということはあると思うのですが、一旦、何らかの事情で児童養護施設か何かに入所になって、家庭復帰がかなわない可能性が高くなってきた子供に養育家庭の措置変更を検討し、子供に説明するときに、子供によっては暮らす場所が変わる恐怖みたいなことを語る子もいて、なかなかそこが進まないこともあるのですが、フレンドホームで、暮らしが変わるのではなくてちょっと遊びに行くのだみたいなのが入り口になって、家庭はこうなっているのだな、だったら行ってみようみたいになって、ここの家で暮らしたいとなって、スムーズにいくことも割とあるのかなと思っております。

以前はこういう議論もなかったので、難しい子供でしたがフレンドホームととてもよい関係になって「このおうちで暮らしたい」と言った子供がいましたが、制度上難しくて、一旦、そこでは暮らせないのだと伝えなくてはいけなくて、これはこれでとてもつらくて、子供は、「どうして、あそこで暮らしたいのに」というようなことが私も記憶に強く残っておりまして、子供の視点からも、割とライトに交流ができてとてもよい経験ができて、家庭はこうなのだと思ってそこで暮らしたいとなっていくと、スムーズに養育家庭への措置変更みたいなのが進ん

でいくかなと考えておりました、今、そのようなところを感じて思い出したところでございます。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

お聞きしていますと、フレンドホームの制度と養育家庭の制度の接近のさせ方をどのように整理するかという辺りが一つ大事な点になってくるのかなと思います。

ありがとうございます。

渡辺委員、いかがでしょうか。

○渡辺委員 ありがとうございます。渡辺です。

横断的にお伝えさせてもらえたらと思っています。

まず、親族里親のお話があったかと思うのですが、先行事例にどのようなものがあるのかは私が勉強不足で非常に申し訳ないのですが、もしこの資料を見たほうがよいとかというものがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

一当事者からの目線でお伝えさせていただきますと、親族里親への委託は非常に慎重にやったほうがよいのではないかと私は感じているところでして、実親との関係性が3年ぐらいを超えてくると家庭復帰が難しいことは、私も経験者として非常に感じるころはあるのですが、せつかくの家族のつながりが不調ということで別れを経験することにより、子供にとっての家族や親族を失ってしまうことになりかねないと思っています。それにならないようにするために支援をどうするかということはもちろん必須だと思うのですが、安直に親族に委託すればパーマネンシーは保障されるということではないと思っています、前回の部会でもお伝えさせていただいたかと思うのですが、子供にとって、共に生きていこうと思ってくれる大人とどれだけ出会えるかということが、パーマネンシーの非常に重要な観点なのではないかと思っています。ですから、安直に親族が寄り添ってくれるとは限らないわけです。そこについて、非常に慎重になっていただきたいと思いますと感じている次第でした。

また、知人・友人への委託に関しても、私はこども家庭庁の審議会でこの文言が出てきたときに非常にびっくりして、これは逆にスティグマを生むのではないかと感じています。

要は、近隣の御家族のシビアな状況をクラスメートの保護者と子供が知るわけですね。

子供たちは、本来、里親であるとか、里親家庭にいたとか、もちろん、児童養護施設も含めてですが、なるべく隠して生きていきたい子供たちのほうが多数で、そこがあえて友人に委託措置されることで、「あの子のおうちは虐待だからうちに来たのだ」とか、「あの子のおうちは貧乏だからうちに来たのだ」というようなことがクラスに広まっていったら、子供はおそらく学校に行けないなど非常に思ったので、特に知人・友人などに関しては、なぜこの言葉が出て来たのか私もよく分かっていないのですが、一当事者として非常に怖さがあると感じている次第です。

また、養育のスキルも、知人・友人や親族が必ずしもあるわけではなくて、里親というのは、言い方が非常にシビアですが、社会的な機能の中の一つというか、非常に重要な立ち位置を取られている、社会的責任や子供の人生を共におってくださる方というような立ち位置になるかと思うので、子供にとって非常に責任のある方になられるのです。ただ、それを友人・知人の方が簡単に担えるかという、私は納得ができないというか、解せないというか、日本の雰囲気の中で非常に難しいのではないかと感じている次第です。ですので、ここに関しては非常に

慎重になっていただきたいと思います。

措置変更を後押しするために、フレンドホームの活用は、私も、子供自身が生活の中での体験を通じて、施設がよかったけれども施設と必ず縁が切れるわけでもないし、里親というか、今いるところで家庭のような経験は、個別化されて、自分にとっても安心できる、心地がよいということが分かってくれば、非常によいことだなと思いますが、先ほどもご意見があったとおり、もともと措置を受け入れるキャパシティはないけれども一時的ならとか、お仕事をしながら子供を一時的に預かろうというようなところに関しては、非常に思いがあってやってくださることもあります。キャパシティや時間、余裕など、いつ子供が来るか分からないのに仕事だけは整理してくださいというようなお願いになりかねない。そういう意味でも、フレンドホームをお願いするということなのであれば子供にとって説明が必要かなと思っていて、このうちではあなたが今後施設に移った後のことは保障できないのだけれども、なぜこれをやるのか、なぜ必要なのかということをお子にしっかりと伝える必要を感じていますと伝えつつ、子供自身がどう思っているのかしっかりと聞き取りをしながら、フレンドホームへのお願いは非常に重要なのではないかと思います。

一事例で、これはずれてしまうかなと思うのですが、私の在籍した施設ではとてもフレンドホームを使っていて、里親のところに行った子供も確か何人かはいたのです。ただ、行かなかったケースなのですが、友達の家泊まりに行きたいみたいな感じになったときに、施設だとお泊まりができないのです。子供をご家庭にお願いするということは、相当な信頼関係がないとできないし、制度上難しいだろうということで、施設側が断って、使わないみたいなことが結構あるのですが、フレンドホームであればお泊まりできるのです。そういう使い方を私が在籍した施設は編み出して、フレンドホームに夏休み1週間ぐらい友達と遊びに行くというような感じで泊まりに行っている子はいたので、そういう意味でも、そこからもしかしたら里親に行こうと思えるかもしれないし、逆にお泊まりで泊まるかもしれないし、逆にフレンドホーム側も、こういう子供たちがこういう感じで来るのだなみたいな感じが、里親ショートステイと非常に似ていると思うのですが、そういう体験ができると、また少し変わってくるのかもしれないなと思っています。

ただ、繰り返しになりますが、子供にはどういう経緯でフレンドホームに行くのかということをお子にしっかりと伝えながら、子供自身がどう思うのか、何を感じるのか、しっかりと聞き取りが組織的にできるとよいなと思っています。

ありがとうございます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

いずれにしても、子供を託す養育環境は無条件でないと考えるわけですが、ただいまのことにつきまして、事務局から何かコメントはございますか。

○育成支援課長 事務局から、現時点で様々な御意見をいただいたところで、フレンドホームに関しましては皆様概ね賛同いただける御意見だったのかなと感じております。仕組みとして、積極的に活用していくためにどのような工夫が必要かというところは、少し我々事務局のほうで持ち帰らせていただいて検討したいと考えております。

それから、親族里親の制度につきましては、今も様々な御意見をいただいたところです。

一つは、より活用がふさわしいようなケースであれば、より使いやすくしたほうが当然よいわけですし、一方で、活用すべきかどうかというところは、必ずしも親族だから、扶養義務者

だからということだけではなくて、当然、何がベストなのかということを考えなければいけない。あくまで選択肢の一つとして使いやすくした上で、どのようにそれをケースワークしていくかはまた別の話としてあるのかなと、お話を皆様から伺って感じたところでございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

中村委員にもお聞きしたいと思います。

「論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」から「論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み」の中で、何かコメントを頂戴できますでしょうか。

お願いいたします。

○中村委員 中村です。

今までのお話を聞いていまして、フレンドホームは、私も不勉強で非常に申し訳ないのですが、この会議があつて初めて聞いたようなところもありますので、フレンドホームについてもっと一般的にも周知といいますか、より知られる何かしらの取組をされるとよいのかなと。

養育家庭にしても、やろうかなと思っても、1年、2年預かるというとなかなか大変だとは思いますが、フレンドホームなどで、短期で預かるのであれば、より預かりやすい方々がいらっしゃると思いますし、最初の「論点1：養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」についても、先ほどお話がありましたが、養子縁組里親と養育家庭で動機が大分変わると思うのです。実子を持ちたいのと養育家庭は全然違いますが、いきなり養育家庭ではなくて、フレンドホームみたいところから始めて、それをやった上で、養育家庭の二重登録というのもひとつ制度としてよいのかなと思ったところです。

親族里親についてもお話が出ていましたが、基本的に、確かに使い勝手といいますか、あまり使う機会が多くないのが現実ではないかと思ひますし、扶養義務がある方ですから、そもそも保護者、親権者が預けようと思っていれば、別に里親制度を使わなくても預けられてしまうわけで、プラス、親族里親になるというのは、逆に言えば、親権者から了解を得られていない祖父母に預けるとか、そういった場合も考えられますが、そういった場合に、親族里親になってもらつてといつても後で親権者とのトラブルが生じるので、あまり使えないようなところもあります。ただ、使えるケースにおいては、こういったことをより考えていくのは、今後、あるのかなと思った次第です。

以上です。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

それでは、扱ってきました部分につきまして、私自身からも幾つか意見をお届けしたのち、次に移ってまいれればと思ひます。皆様から大分大事な点を出していただきましたので、確認も含めて少し申し述べさせていただければと思ひます。

まず、養子縁組里親につきましては、事務局からの御説明にもありましたように、夫婦ともに50歳以上の方の子供とのマッチングは実質ないということでした。縁組を願うお気持ちがあつて子供とつながりたいと思われても、年齢によってマッチングに至らないことも当然あります。そういう方に、登録時に、基本、二重登録で養育里親の可能性も考えておいてくださいとすることで可能性が開かれ、養子縁組には至らないけれども、里親としてよき養育者になっていくようなケースも当然あると思ひます。また、原則二重登録としながら、一定の年齢に達したところで、養育家庭としての活躍の期待をお伝えすることで養育者として育っていかれる方も中にはいると思ひますので、そのような声かけをする方針にする、前向きに働きかけをす

るということには、私は賛成です。

ただ、里親になるそもそものニーズが養子縁組への強い希望であると、無理が生じる場合もあるのではないかと長田委員も言うていただきました。ですので、働きかけは積極的にしていくけれども、無理はせず、色々な思いを受け止めて進めていくような運用が必要ではないかと思いました。養子縁組と養育家庭の制度や目的の違い、プロセスの違いもありますし、何よりも子供にとってよき出会いになることが大事だと思いますので、その辺りは積極的な活用といえども考えておいていただけるとよいと思います。ただ、他自治体での実践を捉えてみますと、二重登録を促されたことで、以後、大いに社会的養護の養育に関心を持てくださる方も中にはいらっしゃるようですので、働きかける方針には賛成であります。

それから、先ほども質問でお答えいただいたところですが、親族里親については、制度につながって養育が支えられる家庭が増えるのであれば、概念を少し幅広に理解しながら活用・運用を広げていくことは、大事だと考えます。それには、必ずしも児童相談所の関係者だけではなく、様々な相談支援の場の専門職・関係者が制度運用への理解をしておくことが求められてきます。私もこれまで多様な親族里親のケースから学ばせていただきましたが、親族里親が単に経済的な支援を必要としているだけでなく、子育て上の相談支援等サポートを必要としている状況やニーズも確認できます。ですので、子供と家族を支えるという在り方の一つとして、親族里親の積極的活用にも大いに賛成の考えを持っております。

それから、今回の議論について、フレンドホームを養育家庭の制度とどう接近させるのか、重ね合わせるのかなど、そういう検討の機会にしていくことにも意味があるように思います。一方、子供自身の交流のニーズ、委託のニーズを起点にして考えていく必要がございますので、養育者を開拓する、増やすという方向だけでなく、フレンドホームとの交流を必要とする子供が、今施設でどういう状況にあるのかという確認が重要だと考えます。今般の課題整理の中でも、施設にケアニーズの高い児童が増加していることから、フレンドホームとの交流がなかなか簡単でないというケースが一定数あることも想像がつきますので、養育者がフレンドホームの取り組みと出会うことを通して養育家庭の養育者になることも発想していくとか、他自治体で実践している形としては養育家庭登録者がまずはフレンドホームの活動をすることで先々の委託の可能性が見えてくるとか、そういうことを考え合わせて可能性を広げていくことも一案かと思えます。それらを考えてみるのでしたら、さらに業務が増えてしまうかという懸念はあるのですが、フォostリング機関と児童相談所がフレンドホームの取り組みに関与することを一度検討することは必要のように思います。

謝礼金の見直しは、この機会に検討ということですが、その点だけを取り出しての議論ではないかなととらえています。

それから、施設から里親への措置変更を後押しすることについてです。渡辺委員もかねてより言うてくださっていますが、措置変更をすることが子供の育ちにおいて必要であるというアセスメントが大事だと思います。他自治体の取り組みに接する中で出会ったことなのですが、学齢児以降の子供に措置変更を提案したところ、施設で引き続き生活したいという要望が意見表明として示されたケースなどもあるようです。今施設で暮らしている子供の措置変更を考えていく場合にどういう留意点が必要か、どうしたらその措置変更を生かしていけるかについて、フレンドホームの制度の辺りもそうなのですが、各施設での取組の様子や意見を吸い上げる必要があろうと思います。

この専門部会に、児童養護施設などからの施設の委員の方が現在のところはおられませんので、今後意見をお聞きする機会をぜひ設けていただきたいというのが今日のところの意見でございます。

以上、お届けした意見を加えて、以後御検討いただければありがたいと思います。

牛島委員、もしお話しされることが可能でしたら、お願いいたします。

○牛島委員 恐れ入ります。

私は専門の領域はないので一般的な素人のコメントになるかと思うのですが、フレンドホームの登録数だったり、二重登録という意味で、今後、里親の受入れを拡大していくところを見越したときに、里親に対して、一定ハードルを持っている方々は社会にもたくさんいらっしゃるのかなと思っております。今、私の義理の妹が里親として受入れを進めている中で、義理の父や母が家族として受け入れるのは難しいのではないかと、養育が本当にできるのかみたいに、家庭内でもそういった議論が身近にあったりする中で、こういったフレンドホームのような形で週末に一度里親を体験してみる、実際に養育してみることが、養育者のみならず周りの家庭だったり、そういったところで社会的な認知がより広がって、実際に来てくださる子供に対する理解もそうですし、里親の制度に対する理解もより広がるのではないかと思いますので、そういった制度をより柔軟な形で一時的に活用できる、より選択肢が広がることは、受入れ側の選択肢を広げるという意味で、とてもよいのではないかと考えました。

ありがとうございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

身近な方々のお姿を通しての御意見ということで承っておきます。

ありがとうございます。

それでは、「論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」から「論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み」についての議論は、この辺りでひと区切りとさせていただき、「論点5 大都市特性にあわせた制度運営」から「論点8 里親への費用支弁と応諾義務」につき、まずは御説明を伺ってみたいと思います。

よろしく願いいたします。

○育成支援課長 それでは、引き続きまして、「論点5 大都市特性にあわせた制度運営」以降につきまして、まず、資料から説明させていただきます。9ページをお開きいただければと思います。

「論点5 大都市特性に合わせた制度運営」でございます。

「現状」ですが、東京都では、養育家庭において確保いただきたい環境について、里親登録基準で規定しております。まず、面積ですが、国土交通省の「住生活基本計画（全国計画）」に定める最低居住面積水準を参酌しております。また、居室数は東京都が必要と考える目安として定めてございます。ファミリーホームにつきましては、東京都の要綱において、こちらの資料に記載の基準を設定しております。また、必要な環境を整備するための費用の支援を実施してございます。

「課題」ですが、大都市の住宅事情により、世帯の人数が増えますと、居住面積の確保が難しくなってくる。また、国基準では、世帯人数が4人を超える場合必要面積から5%を控除するという取扱いがある一方で、東京都の養育家庭の基準ではこれに完全に準拠しているわけではないということなどを課題として挙げてございます。

「２．具体的な論点案」といたしまして、面積について、国基準は最低基準であるということもありますので、適切な養育環境を確保する観点からは、安易に緩和せず、基本的には準拠するべきではないか。

一方で、居室数はあくまで目安としてこれまで運用しておりまして、児童の成長や男女のきょうだいなどに応じて運用してございます。今後も児童の年齢・性別等に応じて、適切に運用するべきではないか。

その他、適切な養育環境を整えるための施策として何が必要かなどを論点案としてお示しさせていただきましたので、御審議をお願いしたいと思います。

１０ページに、参考資料としまして、国の基準と東京都の基準を掲載してございます。資料の上部の国の基準の注２に、先ほど御説明さしあげました５％の控除に関する規定がございました。中段以下に、東京都の基準を掲載しておりますが、面積に５％控除の規定がないこと以外は国基準に準拠しておりまして、また、居室数につきましては、注釈に目安であるということ。また、児童の年齢・性別などに応じて、適切な環境の確保が見込まれる場合はこの限りではないという運用でお示しさせていただいているところです。

続きまして１１ページをお開きいただきたいと思います。

「論点６ ファミリーホームの設置促進」でございます。

「現状」ですが、ファミリーホームは、施設ではなく家庭養護であるという点において、施設の一部であるグループホームとは理念として異なる扱いとなっております。職員配置の要件は、原則、夫婦による養育者２名と補助者１名以上、ただし、養育にふさわしい家庭環境が確保される場合は、養育者１名と補助者２名以上とすることができるとされております。養育者の方は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置くこと、養育家庭として登録することが求められておりまして、こちらに以下の①から③の３類型がございます。このうち、都内では「①里親型」が１９か所。「②施設職員型」は０。「③法人型」が８か所となっております。

「課題」ですが、夫婦であることは必須の要件とはされておりませんが、事例としまして、養育者１名によるファミリーホームは限定的な運用となっております。また、法人としましては、グループホームに比べて人事配置等の運営が硬直化してしまうことがございます。また、職員にとってみますと、公私両面で社会的養護に関わることによる負担が非常に大きいことなどが課題となっております。

１２ページに移っていただきまして、「２．具体的な論点案」でございます。

施設を設置する社会福祉法人等と連携して、人事異動にもある程度柔軟に対応できる体制を備えた法人型ファミリーホームの設置を推進してはどうか。

また、ただし書で先ほど申し上げました、養育にふさわしい家庭環境が確保される場合養育者１名、補助者２名以上で運用できるということですが、こちらの定義を明確化した上で、必ずしも夫婦制にこだわらず、養育者１名の法人型ファミリーホームの設置を促進してはどうか。具体的には、法人・施設によるバックアップ体制の整備を要件として、法人型ファミリーホームの設置の場合には単身者の養育家庭登録を積極的に認めるなど、柔軟な運用にシフトしてはどうか。

また、養育者を職員として確保・育成し、このバックアップを行う法人・施設側の体制整備も必要ではないか。具体的には、法人にとって、グループホームよりもファミリーホームの運営のほうが上回るメリットのようなものが必要ではないか。施設においても、職員の確保・育

成ができていないという現状がございます。そういった中で、児童養護施設においてもユニット閉鎖などの現状がある中で、ファミリーホーム開設に向けた職員の確保・育成をどのように進めたらよいか。

また、里親の上限が4名、グループホームの定員が4名から6名といった基準となっていることと比較した場合、ファミリーホームの定員規模は5名ないし6名という制度設計となっておりますが、こちらについてどう考えるかなどを論点案としてお示しさせていただきましたので、御審議をお願いいたします。

続きまして、15ページの「論点7ファミリーホームへの費用支弁と応諾義務」でございます。

「現状」ですが、措置費上は、定員6名の場合の事務費として、常勤1名分と非常勤2名分の人件費の支弁となっております。また、委託児童数に応じた事務費の算定、すなわち、現員払いとなっている点がグループホームの運用とは異なるところでございます。また、児童の生活に必要な事業費の考え方は、グループホームと共通となっております。今申し上げたような里親、ファミリーホーム、グループホームのそれぞれの制度の共通点や相違点につきまして、一つ前の14ページに比較表としてそれぞれの制度ごとの形態、位置づけ、定員の考え方、職員配置、養育の体制の考え方、措置費支弁の考え方などを一表にまとめてございますので、併せて御確認ください。

15ページにお戻りいただきまして「課題」ですが、職員配置要件と措置費水準の考え方の不一致が見られるということ。また、定員もしくは暫定定員による支払いとなっております児童養護施設やグループホームと比較して、ファミリーホームは現員払いとなっておりますので、どうしても経営上不利になってしまう点がございます。

「2. 具体的な論点案」といたしまして、前提としまして、そもそも措置費は国の責任において支弁されるべきものであることから、他の自治体とも連携しながら国に要望を出しているところでございます。その上でということになります。職員配置と措置費水準の関係についてどう考えるべきか。

また、ファミリーホームでケアニーズの高い児童を積極的に受け入れていくことについて、どう考えるか。

また、心理療法などの専門的な支援が必要な場合に、他機関との連携、もしくは職員の配置など、どのような対応が望ましいか。

最後になりますが、参考として、法律をその下に引用しておりますとおり、本来、ファミリーホームには、いわゆる応諾義務があることとされているものの、実際には受入れ体制などとの兼ね合いもあることから、例えばですが、東京都があらかじめ指定したファミリーホームといった指定の制度などを仮に設けた場合に、定員に空きがある限り委託を受け入れることを条件としまして、通常ファミリーホームとは異なる措置費の支払い方、すなわち、グループホームと同様に、例えば定員払いとするような仕組みも視野に入れて検討ができないかなどを論点案としてお示しさせていただきましたので、御審議をお願いできればと思います。

最後になります。「論点8 里親への費用支弁と応諾義務」でございます。17ページを開きください。

「現状」といたしまして、里親への措置費につきましては、東京都の物価水準などを鑑みまして、国基準に対して東京都独自に加算を行っております。一時保護需要に応じていくために、

通学が必要な児童や、アセスメントが終了し必ずしも一時保護所における行動観察が必要ではない児童など、養育家庭の一時保護委託のほうが適しているような児童も存在するところがございます。

「課題」といたしまして、東京都加算を加えた支弁の総額は、現状、令和2年度以降同額で、令和7年度は、別途、物価高騰対策なども実施しているところがございます。養育家庭への一時保護委託が適当と考えられる児童について、一方で、養育家庭側の受入れ準備体制から、現実的には受入れ困難な状況も存在するというような状況がございます。

「2. 具体的な論点案」といたしましては、近年の物価高騰に応じた措置費水準とするべきではないか。

また、里親登録者の中から一時保護委託を常時受け入れられる里親を選定し、定額を支弁するような他の自治体の取組もがございます。東京都における一時保護委託の需要動向も踏まえて、こういった他の自治体の取組についてどう考えるかといったところを論点案としてお示しさせていただきましたので、御審議いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○横堀部会長 御説明ありがとうございました。

ただいま「論点5 大都市特性にあわせた制度運営」から「論点8 里親への費用支弁と応諾義務」について、御説明をいただいたところです。

これらの内容について、これから御質問、御意見をお願いしたいと思います。

大きく確認してみますと、大都市の特性に合わせた制度運用の課題という流れの中にもファミリーホームが出てきます。ファミリーホームの設置の促進をどう考えていくか、色々な論点をお示しいただきました。

また、最後の「論点8 里親への費用支弁と応諾義務」では、常に待機してくれる里親を選定し、一定の条件の下に定額支弁で活用することを導入してはどうかという論点もありました。

では、まず、流れから、「論点5 大都市特性にあわせた制度運営」の辺りにつきまして、論点案を踏まえた御意見をお願いできたらと思います。

面積の基準は、最低居住面積水準に準拠して整えていってはどうか。それは、大都市で居住空間を用意することに大きく課題があるからということが背景にあるものと思います。この辺りにつきまして、皆様からの御意見、あるいは御質問はいかがでしょうか。

この辺りは、もちろん、ファミリーホームの在り方とも関わってくる部分もあるわけなのですが、面積基準はいかがでしょうか。

四条委員、いかがですか。

○四条委員 私が住んでいる多摩地域では広いお宅が多いので、そのような里親もきっと多いのだと思いますが、都心に来てしまうと面積基準は非常に重要なことだし、子供たちも、狭い空間にいるよりも少しでも広い空間のほうが心穏やかにしていられるのかなというところで考えると、これでよいのではないかと感じます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

都心の地域とか、都心以外の地域とか、様々考えた場合にどうかだと思うのですが、中村委員、この辺りはどうお考えになりますか。

○中村委員 拝見しまして、大都市特性があるとはいえ、先ほど四条委員がおっしゃったように、ここから上げることはあっても下げるのは考えにくいので、少なくとも現状のままいくのがよ

いのではないかと思います。

○横堀部会長 ありがとうございます。

林委員にも伺ってみたいと思います。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 面積に関しては、10ページに具体例として、例えば3人家族であれば40平米、最低これぐらいは必要かなという印象を私自身持っております。

それから、部屋数に関しては、基本的にある程度の年齢で個室が必要だとか、そういうものはあくまでも参酌基準であって、柔軟に、12畳ぐらいの広さに複数の子供が共に生活するみたいなことも考えられるかと思いますので、部屋の面積数と部屋数を十分に考えて、部屋数というところだけを厳格に運用することがないようにというのはよろしいかと思います。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

牛島委員も挙手されているようです。お願いできますか。

○牛島委員 ありがとうございます。

今の林委員の御意見と少し似たところにはなるのですが、面積は準拠するところは同意でして、居室数については、特に都心3区につきましては、今マンションが特に多いと思うのですが、4LDK以上の家を探すのは本当に難しい状況なのかなと思っています。一方で、先ほどお話に上がりましたように、1室が広かったり、男女のきょうだいや性別・年齢で、どのような形で本人たちの人権を尊重しながら部屋を作っていくかというところは工夫の余地があるのかなと考えますので、この辺りは居室数として一概に決めていくというよりは、実際に柔軟に見ていくところが必要なかなと思いました。特に家賃が非常に高い地域が都心3区になってくると思うのですが、一方で、裕福な家庭など、より里親として受け入れてくださるような思いを持った方は一定数いらっしゃると思いますので、そういったところを取り逃さないためにも、その辺りは実際の住宅の事情を加味して検討するのは必要なかなと考えます。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

この辺りはなかなか難しいと地域特性も考えながら私自身も考えるところです。東京都内でも、先ほど四条委員が言ってくださいましたように、地域によって居住環境の特性が異なるという点からは、より豊かにたつぷり面積的にも用意してきた経緯、たとえば中高生の個室を施設関係者も努力して確保するなどして居住の質を高めてきた歴史もありますので、それらも背景とし、併せてどう考えていくかがあろうと思います。ただ、柔軟な対応をすることもまた重要と考えます。こうでなければならぬという最低ラインはもちろん確保しつつも、その環境のもとでどのような子供にどのような養育ができるか勘案する状況を柔軟に保っていくことは大事であるように思いました。

一方、次の論点にも含まれるのですが、ファミリーホームの開設・設置がなかなか大変という中で、少しでも設置が促される方策を考えておく前提において、環境的条件、設置条件の検討は求められると思っております。

では続けて、「論点6 ファミリーホームの設置促進」、「論点7 ファミリーホームへの費用支弁と応諾義務」につきまして、御意見を頂戴できればと思います。

先ほども確認されましたが、ファミリーホームは、小さな施設という位置付けではなくて、むしろ里親が大きくなったイメージがあくまでも養育モデルです。家庭に養育者が居住して、

5・6名の子供の養育を行う家庭養育のスタイルをどのようにつくっていくかということです。ただ、例えば施設が開設してきたグループホームでも、以前は子供6名ほどという形が主流でしたが、現在は子供の人数も4名ほどで、1対1で大人が配置される養育体制が実質整っているホームもあります。そこで、ファミリーホームの国の制度の位置づけを確認しつつ、東京都として設置を推進する上で横たわる課題の辺りを、要点を確認しながら皆様と一緒に考えていきたいと思うところであります。

すでに示されている論点に大いに触れていただければと思うところですが、皆様からはいかがでしょうか。養育体制がとても重要なと思うところでもあります。いかがでしょうか。

○林委員 1点。

○横堀部会長 では、林委員、どうぞ。

○林委員 では、質問も兼ねてお伺いさせていただくことも含めて、御報告させていただきます。

個人的に、今の養育家庭を増やしていくことの難しさを踏まえて、ある種の職業里親的なファミリーホームを増やしていくことも、一つの方向性として重要なことかなという認識を持っております。その上で、先ほど言われたように、小さくなった施設ではなくて、里親の家庭が大きくなったところが要件として、11ページの中ほどのファミリーホームに生活の本拠を置くところは非常に大きいかなと思うのですが、これはかなり問題になっている実態もあるかと思えます。「本拠を置き」に関して、具体的にどのように考えられているのかということをお伺いしたいことが1点目。

もう一つは、次のページの「2. 具体的な論点案」の下から二つ目の四角です。「グループホームよりも法人型ファミリーホームの運営の方が上回るメリットが必要ではないか」という、「上回るメリット」は抽象的で、もう少し具体的に何に関して上回ることが必要なのかということをお聞きしたい。

以上、2点をお願いします。

○横堀部会長 お願いできますか。

○育成支援課長 ありがとうございます。

ただいまの2点の御質問ですが、まず、1点目の生活の本拠の考え方でございます。

施設、グループホームということになりますと、職員がそこに通勤してきて、いわゆるローテーション勤務で、職員が入れ替わり立ち替わりというような支援体制になる。

一方で、ファミリーホームは施設ではなく、そこで養育者が一緒に暮らすことが前提となっておりますので、具体的に何か基準として明記されたものがあるわけではないのですが、あくまで一般的なイメージとして申し上げますと、そこで実際に暮らす子供、実子がいらっしゃれば実子とも一緒にというようなイメージが一般的になってくると思いますし、これも必須なのかどうかは私も今明確に持ち合わせておりませんが、例えばそこに住民票を置くのかどうかというところでは、生活の本拠ということになりますと、基本的にはそこに引っ越しをしてきてということもございます。

一方で、例えばもともと既に法人の職員として働いていれば、当然、ファミリーホームではないところにお住まいがあるわけで、そういった場合に生活の本拠をどこまで柔軟に考えられるのかというところは、実は我々も非常に思い悩んでいるところでして、今後、どのようにしていくかということも含めて、皆様から御意見をいただければと思います。

もちろん、理想を申し上げれば、そこで365日一緒に暮らすことが理想にはなってまいり

ますが、一方で、そこを厳格にやり出してしまうと、どうしても法人型での運営を考えたときに、なかなかハードルがある。理念を取るのか、実として、ファミリーホームとして、それでもグループホームよりはより家庭的に、家庭の環境の中で養育ができることを優先するのかというところのあんばいが必要になってくるのかなと考えているところです。明確な答えになっておらず、申し訳ございません。

もう一点のメリットなのですが、現状、逆の言い方になりますが、例えば14ページの比較表を御覧いただきましたときに、ファミリーホームとグループホームを比較しますと、例えばグループホームの場合には、定員4名から開設できる。一方で、ファミリーホームは、里親が4名までという制度になっていること等の課題もあり、定員5名からでないとファミリーホームが認められないことや、養育の体制としまして、職員配置として考えたときにも、もともとグループホームは制度が始まって以降、徐々に体制が拡充されて、現状このような形で整理しておりますが、結果的にグループホームのほうがだんだんと職員配置が充実してきた結果、養育の体制としてもファミリーホームとグループホームを比較するとグループホームのほうがより体制が充実している、また、それに合わせたいわゆる事務費、人件費がしっかりと支弁される一方で、ファミリーホームは養育者2名と補助者1名以上という体制ですが、人件費としては、措置費上はあくまで常勤1名と非常勤2名分の人件費しか出ないといったことがございます。また、措置費の支払い方としまして、事務費の部分は、グループホームであれば定員に対して必ずしも定員どおり全員埋まっていなくても支払われる一方で、ファミリーホームは現員分しか人件費が支払われない。事業費、児童の生活費等は、当然、実際に入所しているといえますか、そこに入っている児童の数に応じて支払われるわけですが、事務費の部分の支払い方が違っているといったように、法人にとっての経営上、例えばファミリーホームは人事異動が硬直化しがちだということも併せまして法人の経営的な観点で考えますと、現状、ファミリーホームとグループホームを比較すると、ファミリーホームに何らメリット、優位性が逆になくて、グループホームのほうが色々な点において運用しやすい制度になっていることもあり、これまでファミリーホームを設置してきた法人においても、なかなか運営が難しくグループホームに転換したほうが有利だということで、この間グループホームへの転換が起きているのが現状でございます。

こちらで回答になっているかどうかは分かりませんが、以上が現状となっております。

○横堀部会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

特に法人型は御夫婦で片一方だけ養育者になり、別宅があつてという形が非常にグレーの要素が強いと思うのですが、その辺りも厳格に、別宅があつたとしてもずっと暮らしていたらよいではないかという捉え方もケース・バイ・ケースで考えると理解しました。

経済的なメリットを非常に強調されていたように思うのですが、里親とファミリーホームを比べたときに、単純に事業費と事務費掛ける子供の人数よりは、ファミリーホームは非常にメリットがあるわけで、どうして施設養護の経済的な面のメリットを同等に求めるという論理になるのかなということは、財政的な支出の方法をより施設らしく近づけていくという違和感があります。

○横堀部会長 ありがとうございます。

林委員がおっしゃいましたように、ファミリーホームの場合、養育家庭から移行した方にとっては、里親として大勢の養育をするよりも安定した運営形態・養育体制ができたことから、制度ができた頃には、ファミリーホームに移行できてよかったという声をよく聞いたところです。一方、法人がファミリーホーム運営する法人型の場合は、法人内児童養護施設やグループホームの運営がメインの養育システムとしてありますので、グループホームとファミリーホームの設置条件の比較がなされ、そしてファミリーホームが条件的に不利であると思われるような状況がそこに表れてきてしまうようです。ただ、法人が雇用してきた御夫婦が、法人が用意した建物に居住するからこそ、施設の後押しを受けて独立してファミリーホームを手がけることができるケースもあります。ファミリーホームの運営が色々大変なときに法人がバックアップする連携型をとることで、個人が住宅を用意した場合でもサポート体制をつくる取り組み事例もあったかととらえています。

法人として運営費の枠組みだけ見ていきますと、施設養育と家庭養育のルーツの違いから、法人に関わる同じような養育スタイルであるのに、グループホームとファミリーホームがこんなに違うのかという観点が登場し、こうした課題整理にもつながっているかなとも思います。

実際、法人型ホームの数が若干減少してきていることが今回課題に挙がっています。東京都として、国基準にプラスアルファして何かしらサポートがつかれるのか、林委員がおっしゃいましたように、国の「生活の本拠を置く者に限る」点をどう解釈をするかによって今後の在り方は変わってくる感じがします。ただ、家庭養育であります。増やしていく方向はもちろんよいのですが、なかなかそれが難しいからこそこのような課題状況になっているということから、私自身は少し慎重に議論する必要があると感じながら今のやり取りを聞かせていただいております。

長田委員はいかがですか。

ファミリーホームとも関係しておられると思うのですが、伺ってもよいでしょうか。

○長田委員 長田です。

お願いします。

一つ質問がありまして、施設職員型が今0家庭ということで、その原因というか、どういうところで手がいないのか、東京都としてあまり推奨されていないのかというところをお聞きしたいのが1点と、お話を聞きながら思っていたのは、法人型だとグループホームとファミリーホームのすみ分けというか、そこの内部の職員もどう理解していくかというところもあると思いますし、子供が難しいときに、どのように法人としてサポートするかというところが本来は非常に強みになるはずですが、だからこそ、そこの職員たちがそれでも御夫婦とかでファミリーホームをやっていきたい、変わらない養育者の中で子供を養育したいという思いを持って、それを法人がサポートするという部分だと思いますので、法人としては資金面のメリットはあるかもしれませんが、それよりはやりたいと言っている職員をどう支えていくかというときに、内部の専門職をどうサポートとして出せるかとか、もう少し工夫とか考え方の整理が必要なのだろうと思います。その整理がつけば、おそらく法人としてもやりたい職員は出てくるでしょうし、おっしゃったように養育者1名とプラス補助者という形でも支えがあればできることは多いのかなと思いました。

一方、法人型はなかなか難しく、数が減るという現状もありますので、今、実際にされている法人たちがどのようにサポートしていて、成功例としてどのようなところをされているのか、具体的に何に困られているかというところはお聞きしながら、中長期的なところでどう

支援ができるかというところを考えてもよいのかなと感じました。

以上です。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

現在法人型でファミリーホームを運営している方たちのヒアリングをするなどして、ぜひ現場の声をお聞きしながら、家庭養育であることの自覚の辺り、法人とつながっていることのメリット、そして、もう少しこういうもの、こういうサポートがあったらよいという具体的な声、グループホームとの違いへの意識など、今後への整理のためにも把握していただけるとありがたいです。私からもお願いしたいところであります。

ありがとうございます。

さて、本日示されている資料の13ページに「ファミリーホームの形態について」という国資料を転載していただいています。これは「ファミリーホームの要件の明確化について」、平成24年4月に国が出している資料です。実は、この前段階として、林委員も私も参画して、国が里親・ファミリーホームの養育指針を作成する検討に加わる経験をしたことがあります。その折に、全国的に見ると実に色々なファミリーホームができてきていて、心配もあるねという話をしました。たとえば、養育者が居住しておらず、夜間体制が手薄で、これは家庭とは言えないのではないかと感じられるホームもありました。あくまでも里親が大きくなった家庭養育であり、交代制勤務で養育体制を構築していることが多い施設のグループホームと質的に異なるものである、基本的に養育者は根をおろして住まう夫婦であることをモデルとして示すことが基本的に大事ではないかなど様々な議論があつて、国もモデル図で見せる流れを作られたのです。一方、先ほどもふれましたが、グループホームの設定と並べて確認となりますと、主たる養育者に非常勤の補助者2名が加わったファミリーホームの体制が弱く見えがちになるでしょう。ただ、養育にかかわる大人を単に増やすとなりますと家庭養育としてどうなるかも考える必要があろうと思います。養育の質的なことについても実践者に聞けるとよいのではと考えました。関係者ヒアリングをお願いできたらありがたく思った次第です。

さて、この辺りは四条委員に伺いたくなくなってしまおうのですが、いかがでしょうか。

○四条委員 四条です。

私は、里親養育家庭からの移行型で、平成21年に移行しました。そのときにも子供が5名いたので移行できたのですが、そのときから比べるとファミリーホームに対するお金の部分での支援は非常に大きくなっていて、開設・整備補助制度のファミリーホーム上限800万円や、環境改善といったものなどの支援も非常に多くなってきて、人件費も個別対応職員の加算をつけていただいたり、色々なことが出てきているので、これは本当に言ってよいのか私は分からないのですが、私が今子供を4名育てている中で、はっきり言って資金面では困ったことはないです。

ただ、なぜ里親がファミリーホームにならない、移行していかないのかというところを考えると、ファミリーホームになって全ての責任が自分たちに来るのではなくて、周りの方たちからの支援が非常に必要だなという難しい子供もたくさんいるので、支援部分でもう少し助けていただけたらありがたいと感じています。

ファミリーホームは本当に家庭養育だと私は思っていて、愛着形成の部分から子供たちは家庭養育だと思ってファミリーホームになったのですが、先ほど横堀部会長からもお話がありました、施設の法人型で、本拠を置かないで夜になると手薄になってしまったりということ

で本当によいのかなと、うまく言えないのですが懸念しているところもあります。

よく分かりませんが、金銭面での支援は色々あって、ただ増やせばよい、やってくれる人を見つければよいのではなくて、ファミリーホームにふさわしい方を児童相談所の方がやりませんかと言って里親移行型でも見つけていってもらえたらよいのではないかと考えています。

○横堀部会長 ありがとうございます。

論点整理でお示しいただいています「論点6 ファミリーホームの設置促進」も併せて拝見しています。委託児童の養育にふさわしい環境をファミリーホームとしてどうつくるかのバリエーションで、晩婚化、結婚しない選択肢などもふまえ、時代に合った要件が必要ではないかという御提案がありました。色々な方が養育者になれる可能性を広げることの検討も確かにあります。また、環境設営の面では大きめの家が必要であり、都市部での確保が大変だということからは、開設支援と養育の継続支援の両方が必要なのではという課題意識が、御意見を伺いながら私の中にあがってきました。

ファミリーホームへの支援は、もちろん今も展開中だとは思いますが、それを法人に大いに期待するならば、バックアップ体制、あるいは連携体制としてどのようにしていただくかもあります。どういう状況でもとにかく開設さえできればよいということではないと四条委員がおっしゃいました。そうしますと、では、どういう要件を用意する中で養育にどういう点をとくに期待するのか、その辺りを併せて整理していくことが必要かと思わされております。

そういう意味では、「論点7 ファミリーホームへの費用支弁と応諾義務」で示されました職員配置と措置費水準の関係も関わってくると思うわけです。ケアニーズの高い児童を積極的に受け入れることについて、措置費上の算定でどう考えるかもあります。また、専門的な支援の体制を担保しておくことで、ケアニーズの高い子供を措置したいときに、受けられる体制をつくっておいてもらう積極的な意味も生まれるかもしれません。条件を整えて措置費の支払い方を検討してみてもどうかという新しい御提案も含まれているのかととらえました。そういう意味では、一定の期待を込めた形を、関係者と相談しながら一緒に構築し、養育の期待をもちこんでいくのも、確かに一つの考え方かと思う面があります。この辺りについて、皆様から何か御意見はありますでしょうか。

東京都としての工夫を加えながら、東京都としてファミリーホームの在り方を模索することになりますね。先ほどの論点では出てきましたように、5名から6名定員という形で構築されている国の制度ですが、前述しましたように施設のグループホームを子供4名で運営しているところもあることなどを考えますと、里親委託は4名までですが、東京都型のファミリーホームで4名を中心に考えていくことも一方法かと思っております。

牛島委員から手が挙がったようですのでお聞きしてみたいと思います。いかがでしょうか。

○牛島委員 ありがとうございます。

少し論点が細かくなってしまうのですが、特にケアニーズが高い児童というところで少し意見をお伝えできたらと思っております。

先ほど金銭面については、一定充足しているという委員の方の御意見もあったかなと思っております。「ケアニーズが高い児童」の定義は、私も明確なものは今調べ切れていないところはあるのですが、おそらく障害者として手帳を持っている方だったり、それ以外でも児童発達支援だったり、そういったところが必要な方が定義になるのかなと推測いたしますが、この方々の受入れは、一定知識だったり、経験が必要というところは理解しているのですが、費用でど

うにかなるもの以外のところは大きいのかなと思っています。特に療育など、そういう子供たちを受け入れてくれるような、例えば習い事などではないのですが、子供が子供らしく社会的に何か活動するときに、お金を払えば解決するものが、今東京で子育てをしている母としては少し足りないところが一定あるかなと思ってまして、実際そういったケアニーズが高い子供たちも安全に親が養育できるような形で支援を実際に受けられるところまでつなげてあげるところを拡充することで、より安心して育てられるのかなと思いました。

以上になります。

○横堀部会長 ありがとうございます。

費用面と養育の内容をどのように考えていくかについて御意見を頂戴したかと思います。

ファミリーホームについては、自治体によっても色々と考え方があって、里親制度よりも行政が費用をかける分、専門性も子供の受入れ幅も期待して措置するとか、実親との交流ケースなども里親家庭よりはしやすいところを期待して措置するとか、お聞きすることがあります。他の自治体でもファミリーホームならではの養育を期待することを掲げ、バックアップもしながら、子供の養育ニーズ、実親交流ニーズなどに応えてもらう取り組みをしている例があります。ですので、条件的なことも改めて検討することになるかと思いました。

そのほか、この辺りにつきまして、御意見はいかがでしょうか。

では、ファミリーホームにつきましては、おそらくまだまだ確認すべきことがあるだろうと思いますので、追加の御意見がありましたら、また後日にでも頂戴できればと思います。

渡辺委員、手を挙げてくださったんですね。どうぞ。

○渡辺委員 申し訳ないです。

法人型ファミリーホームの件を議題に挙げていただいて、ありがとうございます。

私の育った施設もかなり法人型のファミリーホームをやってきた歴史があるので、どのように存続していったらよいのかみたいなのところについては、ぜひ聞いてもらえたら非常によいのではないかと考えております。

私も前職、里親やファミリーホームの支援を行うところで働いておりましたので、知見をお伝えできることがあるとすれば、里親自身とか法人でファミリーホームを持つことは養育者の方が養育に非常に専念できるメリットが一番大きいかなと思っています。児童相談所とのやり取りや地域の子育て支援課など、様々な連携を取らなければいけないところを、おそらく里親ですと単独でケースワークもしながら養育もしなければいけない、非常に忙しい日々を送らなければいけない毎日になってしまうかなと思ってまして、そういった意味では非常にゆったりとした時間の中で、子供たちのアセスメントを丁寧にしながら、且つ組織の中で多角的に1人の子供を見られるところは非常にメリットなのではないかと思っています。

ただ、措置の人数が5名から6名というのは、今の日本の家庭の状況と非常にかけ離れているような措置の人数かなと思って、4名でもかなり多いかなと思うのですが、非常に少ない人数で手厚く見られるところをどのように担保するのか、それは金銭面なのか組織力の話なのかというところがあるかと思っています。

前職で働いていたときによく起きていたのが、このままファミリーホームを続けていったときに、里親自身のキャリアをどうしたらよいのかとか、住み込んでいただいてずっと子供たちと向き合っていただくようお願いする形になるので、その方自身の人生にかなり影響してくるのは大きいかなと。おそらく子供にとっては非常によいと思うのですが、専任で養育される

方の今後のキャリアや未来などに非常に影響してしまうところがあるので、その辺りはどのような形で次のステップがあるのか、それとも、養育に専念してもらうのであれば、コミュニケーションをしっかりと取っていく必要があるかなと思っております。

施設等を運営する社会福祉法人にまずは委託の推進をということで掲げていただいていらっしゃるかなと思うのですが、例えばアフターケアを行っている社会的養護自立支援拠点事業の一般社団法人や認定NPOとかにも非常に養育のスキルがある方がおそらくいらっしゃるのではないかと私は思っております、そういったところにもお願いしていく。例えば教育系の事業をやっていると、私も非常に感じるのですが、住居をどう取っていくとか、この子には暮らしを共にしていく人が必要なのに、どうしても資源がなさ過ぎるがゆえに一人暮らしを促さざるを得ないとか、シェアハウスみたいな当人の自立を強く後押ししないとやれないみたいなところが結構あって、例えばそういう拠点事業を持っているところがファミリーホームも持っているとかですと、子供たちの受入れの幅が拠点事業の中でもできるようになってくるかなと思ってまして、そういったところをお願いするのもよいのではないかなと思っています。

ただ、一方で、自立援助ホームも、かなり申請型で開所できるようになってきておりまして、養育に非常に疑問が残るところ。例えば子供を施設の中で虐待しているのではないかなというケースも自立援助ホームの中で散見されていまして、問題のある自立援助ホームも結構あったりするのです。ですので、そこのハードルを下げつつも、どのように質の良い養育をしてくださりそうな法人の方を見つけるのか。一概に申請型で全部の開所が承認されるという形ではなくて、比較的コミュニケーションが密に取れるとか、もともと施設職員の経験があって、思いがあって、拠点事業を始められた方々とかにフォーカスする。法人を必ずしも問う必要はないのかなと思っていた次第です。

長くなりましたが、申し訳ありません。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

いずれにしても、養育の質はきちんと担保していかなければいけないので、求められる前提条件を考えていくこと、ファミリーホームの枠組みの中で養育をしたいと人生をかけて考えられる方の後押しをするとはどういうことなのかを考えること、施設がもつ資源や里親からの移行者などの状況を踏まえ整理して検討することが必要と感じながらお話を伺いました。

制度化以降基本的には国の枠組みは変わらず推移している中にありますので、その中で東京都としてできることは何かという模索、整理を手がける機会が今回与えられていると思います。

ありがとうございます。

それでは、「論点8 里親への費用支弁と応諾義務」に触れさせていただきたいと思います。

具体的な論点として、里親委託の推進をしていくにあたり、もちろん費用だけではないのですが、養育者の負担に応じた費用支弁を検討する点が入っています。

「2. 具体的な論点案」に書かれていますように、物価高騰に応じた措置費水準を考えていく提案があります。もう一つ、養育の質を担保しながら里親としての活躍の幅をひとつ形としてつくことで養育の期待をする文脈と受けとめておりますが、一時保護委託を常時受け入れられる里親を選定、育成し、一定の条件の下に待機してもらい、定額を支弁する案が出されています。こうした取り組みについては先行自治体・先行実践区がありますので、それらをモデルとし、実践状況なども踏まえ、提案されているかと思っています。

この辺りに詳しい長田委員にどうしても聞きたくなってしまうのですが、御意見をいただいてもよろしいでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。

長田です。

物価高騰に応じた措置費水準というところでは、必要な年齢の子供たちに必要な支援をというところで考えてもよいのかなと思います。年齢に応じて金額というか、支出の部分で変わってくるかと思いますが、そういったことは検討してもよいと思いました。

もう一つ、一時保護委託を常時受け入れられる里親を選定するというところでは、もちろんこの部分は非常に大事だと思うのですが、もともと必要な子供たちに里親家庭をというところを大前提とすれば、一時保護のための里親という整理をどのように捉えていくかということもあるかと思います。

常時受け入れられるということは、若いというか、元気で、いつでも体制が取れますという方々とか、お気持ちが整っていらっしゃる方々だと思いますので、そういった方々に一時保護委託として待っていただくのか、少しでも子供たちに安心・安全な場所を提供するという意味で里親委託を進めるのかというところは、東京都の現状を踏まえて検討する必要があるかと思えますし、他県ではこういった取組をされていますが、分母というか、必要となる子供たちの数が圧倒的に違いますので、東京都でやる場合どれぐらい必要なのかというところを考えると、あっという間に里親が満員になって、次はどの人かという形になってくると、里親自身の疲弊感とか、それをどう支えるかというところを丁寧にやっていかないと手がないところになってくるかと思えますし、そうであれば、先ほどのファミリーホームや法人型ファミリーホームの活用など、ほかの施設等の経験を持っていらっしゃる方々の力を少しお借りするところの検討も踏まえて考えていってもよいのかなと感じました。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

この点につきまして、ほかの委員の皆様、何か御意見、質問はありますでしょうか。

では、私からも少しだけ添えさせていただきます。

アセスメントが終了して行動観察が必要ではなくなった子供だと委託可能だろうとか、在籍校への通学を考えて家庭に依頼できるとよいケースがあるといった具体的な事例がありますが、いずれにしても、一時保護のために常時待機する養育者にはとても力が要ります。よって、長田委員も事例的に言うていただきましたが、施設職員を経験してファミリーホームになった方などに期待する、また、一定の水準が担保されるように運用することが求められると感じます。

里親の活躍の形を多様に模索する一つとして検討することは大事だと思う一方、施設に期待する一時保護委託の力量、アセスメント力への期待などの整理と、家庭での受け入れリスク、そのフォローやサポートの方策も考えて検討を進めることが必要だと思います。受け入れを期待するからには安心・安全・安定を保つことが条件になってきますので、このあたりも、少し丁寧に議論していただけるとよいなと思っております。

私の不手際で、ここまで時間が過ぎてしまったのですが、副部会長の新保委員とオブザーバーの大竹委員にも一言ずつ御助言いただきまして、今回の議論をまとめていけたらと思います。

新保委員からお願いしてもよろしいでしょうか。

○新保副部会長 今日議論していただいたことは、ほとんど賛同することが多かったです。

私も、里親型のファミリーホームと法人型のものをどのように活用していくのかについては、行きつ戻りつしながらお聞かせいただきました。

里親型ファミリーホームを担当することについての難しさは、おそらく入口にきつとあるのではないかという感じがするのです。その後ももちろん大変なことはあると思うのですが、もし里親型ファミリーホームを意識するのであれば、そこに対する初期投資をもう少ししっかりとすることはあるのかなと思いました。

それから、法人型で養育者1名という案があって、これについては賛否両論あったと思いますが、私のイメージとすると、個人で里親をやってきた方をもしここで養育者1名の中に入れることができれば、ファミリー型と法人型のよいところを取れるのかなという思いもあります。これ自体、どうなるのかはまだ分かりません。

それから、現員払いのものをできるだけ定員払いにしていくことは、大きな流れとしては向かっていくべき方向ではないかと思います。これは、できれば里親単独で、4名以内でやっていらっしゃる方も含めて考えていくことが必要なのではないかと思います。

それから、費用支弁は、皆さん遠慮しがちなかと思いますが、私は東京都がしばらく上げていなかったみたいですから、上げる機会はずいぶんこのときにやるべきではないかと思います。これは頑張っていたきたいと感じました。

以上でございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

大竹オズバーからお願いいたします。

○大竹委員 私からは感想のようなものになってしまうのですが、このときに来て、なぜ改めて里親養育なのかというところでいくと、令和6年に林委員が出版された『里親と特別養子縁組』という本の中で、うろ覚えなのですが、フランスの例なども出ていまして、フランス等では週末等に委託していく。それは、子供たちにとって、より多くの支援者と出会うことが子供の育ちに大事なのだというようなところで、フランスはそのような取組をしている。

この議論の中でも、フレンドホームから養育里親へというようなこともありましたが、フレンドホームから養育里親へ行ってもそこで終わりではなくて、フレンドホームから養育里親に委託されても、その後も里親のところからフレンドホームとか、施設というところでも、これまでのレスパイトみたいな形の利用ではなくて、施設とのつながりも、子供たちにとっては貴重な社会資源として、自分を支えてくれた大人たちがそこにいると。ですから、そのような方たちをいかに増やしていけるかは、里親の一つの子供の育ちを考えていく上では必要ではないか。

あと、今回、東京都からは、乳幼児については養育家庭への措置変更を原則としていくというようなことがありましたが、これを出していくことは大変画期的になっていくと思うのですが、一方で、だからこそ、しっかりと受け皿を確保しないと現場は混乱していくだろうなというところでは、このような方向性を出したときに、ここでも改めてもう一度しっかりと受け皿を確保していくことをやっていかなければいけないのだと思いました。

三つ目として、先ほど議論になったファミリーホーム等については、里親の拡大型と施設職員型とか、法人型ということで、長田委員からも、施設職員型は東京都ではまだゼロというところできくと、今後、この三つのことをこの部会でどう考えていくのかというところをまた改めて考えていく必要があるのではないかな。そういう中に、ファミリーホームとグループホーム

の話の中で、ファミリーホームとグループホームを考えたときに、ファミリーホームはメリットがないというような話、言葉もありましたので、それであるならばファミリーホームをグループホームと同等の制度にしていけるような変更も検討していくべきではないかと思いました。

最後に、林委員が言っていた、こういった里親制度のときに、東京都を超えてというようなお話もありました。私たちは、この場でなじまないかもしれないけれども、東京都の子供たちを東京都の中の里親に委託することを検討しているわけですが、そこをもう少し広げて、私自身が三十数年前に北海道で暮らしたときに、そこに山村留学の募集があって、これは何だろうと思ったときに、1年単位で、血のつながりはないけれども子供を預かりますと。当時は学校の存続のために別の地域から子供を受け入れて、しかし、1年単位で血のつながらない子供たちを受け入れてもよいのだ、小学生、中学生を受け入れてくれる社会資源があるのだと改めて知ったのです。

そういった意味では、血のつながりはないけれども子供たちを受け入れるような方たちはいらっしゃるのではないかとということと、自分が東京都内の児童養護施設で2年間住み込みをやったときに、施設にはこの競争社会の中で生きていくにはなじまない子供たちもいて、地方の中で、複式学級のようなところで子供一人一人のペースに合わせて先生が十分に関わっていけるような環境は、ややもすれば子供にとってそういった環境がよいのではないかと改めて思ったのです。

そういった意味では、この場にはなじまないけれども、もう少し全国規模の中で、子供たちにとってこういう受け皿である里親というところも検討していくことも、国に提言していくようなこともあるのかなと改めて思ったということで、感想です。

失礼しました。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

国、東京都、他自治体、色々なつながりの中で、東京都としてどのような検討をしていくかということのまとめであったと思います。

ありがとうございます。

今回も、それぞれこういう方向で進めていくのはどうかと、案として出された多くのことがありました。考え方次第で方向性は変わっていきませんが、案を示していただいたことで、色々と附帯して考えていかなければならないことについて確認できた機会であったように思います。

この先、長期間の議論になりますので、今日の意見交換を踏まえ、多角的・本質的議論を展開していけたらと思います。また、本日の御提案を踏まえて新たに検討することもあると思いますので、以後改めて多様な見解を伺いたく、よろしくお願いします。

本日いただきました御意見を、今後更に検討を進める際の貴重な材料としてまいればと思います。

本日の審議は以上です。事務局から今後の予定など連絡事項を最後をお願いいたします。

○育成支援課長 次回、第3回専門部会は、令和7年9月8日（月曜日）午後6時からの開催を予定しております。

事前の日程調整では皆様対面での御出席と御回答いただいておりますが、出欠予定や出席方法に変更がある方は、明日までに事務局に御連絡をお願いいたします。

また、本日の議事の内容につきまして、追加の御意見がある委員がいらっしゃいましたら、9月2日（火曜日）までを目途に、事務局までメールなどで御意見をお寄せくださいますよう、

お願いいたします。

事務局からは以上です。

○横堀部会長 ありがとうございました。

きっと追加の御意見があるのではないかと思いますので、ぜひ積極的にお寄せいただけたら
ありがたく、私からもお願いいたします。

それでは、本日の第2回専門部会は、これで終了とさせていただきます。

拙い進行で15分ほど時間を超過してしまいましたこと、お許しください。御協力に感謝いたします。どうもありがとうございました。

閉 会
